

“蔵” トランクルームご利用規約

この度は「“蔵” トランクルーム」をご利用頂きまして、ありがとうございます。

「“蔵” トランクルーム」のお取扱い規約は次の通りとなっております。

下記項目について、よく理解し確認した上で署名・捺印し、契約して下さい。

トランクルームには、現金・貴重品・有価証券・パスポート・生物・汚損物・湿気物・臭気物・不潔、腐敗しやすいもの・大量の土砂・灯油の入ったままの石油ストーブ・衣類が入ったままのタンス・霜取りをしていない冷蔵庫・毒劇物・危険物・盗品・法令により所持、携帯または保管が禁止され又は許可を要するもの、その他に害を及ぼす恐れのある物は収納できません。

尚、トランクルーム内外では、喫煙・飲食・宿泊・喧騒・騒音・高音を発生させる行為・火気の使用・他の使用に迷惑となる行為・第三者に転貸する行為は禁止です。

1. 本利用規約はトランクルームをお貸しする一時使用契約です。従って賃貸借契約と違い借地借家法の適用がありません。又、当社はお客様にトランクルームの収納スペースを提供するものであり、保管責任を負うものではありません。従ってトランクルームの収納品はお客様の自己責任で物品管理保管していただきますので、当社は一切の責任を負いません。
2. 使用料は表記とし、月の途中の契約は日割計算とし解約月の日割計算は致しません。
 - ①使用料は毎月28日（金融機関休業日は翌営業日）に翌月分をお客様の口座より自動引落させていただきます。引落の際には引落手数料120円が同時に引落されます。
 - ②自動引落手続きには約2ヶ月かかります。手続きが完了するまでの間は、当社指定口座（表記に記載振込先）にお振込願います。
 - ③自動引落手続き完了後28日に引落ができなかった場合は、当社指定口座にお振込願います。
 - ④自動引落の手続をとらない場合は表記振込口座に毎月末日までに翌月分の使用料をお振込下さい。
 - ⑤第2項・第3項・第4項にともなう振込手数料は全てお客様負担とさせていただきます。
 - ⑥第3項・第4項の支払が当月末までになき場合、当社は損害金及び督促手数料として2,100円を請求致します。
3. お客様には使用料の他に毎月200円の保障管理費を負担していただきます。支払方法、その他については、本規約第2項ただし書きを準用します。
4. 当社では、お客様の収納された収納品について、次の内容にて保障しています。
 - ①保障内容 1事故 1室100万円を限度として
 - ②保障事故 火災・破裂・落雷・盗難（外部からの不法侵入により警察への被害届が提出されているもの）
 - ③保障対象外事故 お客様の故意・過失・善良なる管理者の注意義務違反による事故、本契約で収納が禁止されているものは第4項②の保障事故によらず、保障の対象外となります。
 - ④保障期間 表記に定める契約期間開始日より保障を開始し、契約期間終了日までとします。但し、使用契約が解除された場合は解約日をもって保障期間を終了します。
5. ご契約に際し、契約事務手数料及び室内整備費として5,250円をお支払いいただきます。
6. お客様には本契約と同時に連帯保証人の代わりに当社指定の保証会社と保証委託契約をしていただき、当社が指定する内容を保証していただきます。そのため契約時に表記の保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。この保証委託契約は、お客様が使用料延滞などで月額使用料が未払いの場合、お客様に代わって保証会社が月額使用料を立替払いする契約です。
7. 契約期間は表記とし、1年毎の自動更新とします。
8. トランクルームは暴力団員、政治結社構成員並びにその関係者は契約できません。
9. お客様がトランクルーム使用の解約をされる時は、所定の解約通知書で1ヶ月以上前までに当社に到着するよう郵送でお送り下さい。（FAX可）
期間が満了しましたら速やかに各営業所にご持参いただくか「書留」にてご返却下さい。
10. トランクルームは収納庫としての利用目的以外の使用はできません。
11. トランクルーム内の模様替えは当社の承諾を得て下さい。解約時には、お客様の費用で原状に回復して下さい。
12. 当社は次の事由により生じた滅失、変質、毀損、紛失等の損害についてはその責を負いません。
 - ①収納品の性質、欠陥、もしくは自然の消耗又は荷造りの不完全②カビ、虫害、鼠害③地震、大水・大暴風雨④戦争、事変、暴動、強盗

13. 当社はおお客様の同意を求めるとまが無く、かつ収納品の内容に異常が認められると推定される場合やトランクルームの維持保全のために点検や補修補強工事、又はその他の理由により室内に立入ることを要する場合など正当な事由がある場合、又緊急を要する場合は、お客様の同意を得ないで室内に立入り、その内容について点検することができます。又、当社はおお客様が使用料金を1ヶ月以上延滞した場合、未払い使用料、延滞金が完済するまで鍵交換の上、収納品を留置することができます。
14. トランクルームへの収納品の出し入れはおお客様が行って下さい。特に早朝、深夜の利用時には近隣に迷惑がかからないように作業して下さい。又、トランクルームからの退出時、各自消灯及び施錠して下さい。
15. 「鍵」は大切に保管願います。「鍵」を紛失された場合は速やかに当社までご連絡下さい。お客様負担にて「鍵」を取替させていただきます。「鍵」の紛失による損害につきまして、当社は一切責任を負いません。鍵取替費用として15,000円、カードキーは2,500円を再発行手数料として申し受けます。
16. トランクルーム共用部の管理・清掃は定期的に行いますが、トランクルーム使用後は共用部・敷地内にゴミを放置されぬようお願い致します。
17. お客様の故意過失によりトランクルーム及び他の施設を破損した場合や、お客様の収納品により当社又は第三者に損害が生じた場合はその損害をお客様に賠償していただきます。
18. お客様が利用規約に違反した時、又は前項の損害を与えた時は取扱いを中止し、直ちに収納品をお引取りいただきます。
19. 使用料を2ヶ月以上お支払いいただけない場合や収納品により、当社又は第三者の収納品等に損害が生じると認められた場合、又利用規約に違反するなどトランクルーム内の秩序や風紀を乱したとき、管理運営上著しく支障をきたす行為があった場合、当社は契約を解除することがあります。この場合、直ちにお客様に収納品をお引取りいただきます。この請求を書面により行う場合、当社が指定する日までにお引取りがなされない時は、お引取りを拒絶したものと見做します。又この指定した日を経過した後は、収納品に生じた損害について、当社はその賠償の責を負いません。
20. 当社が利用申込書に記載されたお客様のご住所に宛てて通知又は催告を行った場合は、当該通知文催告文は、通常到達すべき時に到達したと見做します。
21. 利用期間満了もしくは、取扱い中止後1ヶ月以内に収納品をお引取りにならない場合、住所不明その他の事由で収納品お引取り催告が出来ない時は、当社はおお客様に対する何等かの通知催告なしに任意の方法、時期及び価格で収納品を処分、或いは廃棄することがあります。尚、処分・廃棄にかかる費用についてもお客様にご負担していただきます。
22. 共用部分は非常時の避難通路を兼ねているため、万一に備え私有物を置かず、各室前・廊下等常に清掃美化に努めていただきます。空き缶、空き瓶、雑誌類、物置、自転車、バイク等置かないようお願い致します。
23. トランクルーム敷地内のお車の出入りは、最徐行・安全運転をお願い致します。又、通路部に駐車や他車の通行の妨げにならないようご注意下さい。尚、敷地内での洗車等はお断り致します。
24. トランクルーム敷地内駐車場における事故・盗難、その他トラブルに関して、当社は一切責任を負いません。
25. 当社は正当な事由、合理的な事由により営業を廃止し、又は休止しようとする場合、土地所有者及び建物所有者から土地建物明渡し請求によって本契約の解除を余儀なくされた場合は、契約を解除することができます。この場合にあつては、解約日の3ヶ月以前にその旨を予告するものとします。これによる損害については賠償の責任を負いません。
26. この利用規約に定めのない事項については法令又は一般の慣習によります。
27. その他利用規約につきまして、施設を安全に運営するためにその内容を追加、変更する場合には、それに従うこととします。
28. 当社は個人情報保護法に基づき、契約行為から得た個人情報を適切に管理運用致します。

鍵番号	メーカー名	本数	
			左記の鍵を確かに受領しました。 今後私が責任をもって管理・保管します。

私は「蔵トランクルーム」の利用規約を確認致しました。

平成 年 月 日

契約者名

㊞